

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄） 1

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>（窒素酸化物の放出量に係る放出基準） 第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>					
放出海域	用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準	放出海域	用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
<p>一 別表第一の五に掲げるバルテイクク海海域、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>	<p>イ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うも</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下であること。</p>	<p>一 別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>	<p>イ デーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うも</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下であること。</p>

<p>のとして国土交通省令で定める船舶に設置されるもの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。）に該当するものを除く。）</p>	<p>ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>ハ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>りの窒素酸化物の放</p>

<p>のとして国土交通省令で定める船舶に設置されるもの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。）に該当するものを除く。）</p>	<p>ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>ハ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>りの窒素酸化物の放</p>

二 前号に掲げる				
イ ディーゼル機関であ	ト イからへまでに掲げ るもの以外の原動機	ヘ ディーゼル機関であ つて、定格出力が百三 十キロワットを超え、 かつ、定格回転数が毎 分二千回転以上のもの (特定船舶設置原動機 に該当するものに限る 。)	ホ ディーゼル機関であ つて、定格出力が百三 十キロワットを超え、 かつ、定格回転数が毎 分二千回転以上のもの (特定用途原動機に該 当するもの及び特定船 舶設置原動機に該当す るものを除く。)	十キロワットを超え、 かつ、定格回転数が毎 分百三十回転以上二千 回転未満のもの(特定 船舶設置原動機に該当 するものに限る。)
一キロワット時当た	窒素酸化物の放出量 は、限定しない。	一キロワット時当た りの窒素酸化物の放 出量の値が七・七以 下であること。	一キロワット時当た りの窒素酸化物の放 出量の値が二・〇以 下であること。	出量の値が四十四を 当該原動機の毎分の 定格回転数の値を〇 ・二三乗して得た値 で除して得た値以下 であること。

二 前号に掲げる				
イ ディーゼル機関であ	ト イからへまでに掲げ るもの以外の原動機	ヘ ディーゼル機関であ つて、定格出力が百三 十キロワットを超え、 かつ、定格回転数が毎 分二千回転以上のもの (特定船舶設置原動機 に該当するものに限る 。)	ホ ディーゼル機関であ つて、定格出力が百三 十キロワットを超え、 かつ、定格回転数が毎 分二千回転以上のもの (特定用途原動機に該 当するもの及び特定船 舶設置原動機に該当す るものを除く。)	十キロワットを超え、 かつ、定格回転数が毎 分百三十回転以上二千 回転未満のもの(特定 船舶設置原動機に該当 するものに限る。)
一キロワット時当た	窒素酸化物の放出量 は、限定しない。	一キロワット時当た りの窒素酸化物の放 出量の値が七・七以 下であること。	一キロワット時当た りの窒素酸化物の放 出量の値が二・〇以 下であること。	出量の値が四十四を 当該原動機の毎分の 定格回転数の値を〇 ・二三乗して得た値 で除して得た値以下 であること。

備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、 国土交通省令で定める。	海域以外の海域		
	<p>つて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ロ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ハ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>
<p>二 イからハまでに掲げるもの以外の原動機</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>

備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、 国土交通省令で定める。	海域以外の海域		
	<p>つて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ロ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ハ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>
<p>二 イからハまでに掲げるもの以外の原動機</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海 域	基 準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。

別表第一の五(第一条の九、第一条の十、第十一条の七、第十一条の十関係)

(略)

別表第二の二(第四条、第十一条の七、第十一条の十関係)

(略)

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海 域	基 準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北米海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。

別表第一の五(第一条の九、第一条の十、第十一条の十関係)

(略)

別表第二の二(第四条、第十一条の十関係)

(略)